

竹原市総務文教委員会

令和4年1月27日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第3号 令和3年度竹原市一般会計補正予算(第12号)

(令和4年1月27日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
金 森 保 尚	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長                      笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事              置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	向 井 直 毅

午前10時39分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

まず初めに、今日は金森委員が入られて初めての委員会ですので、委員会の席順について確認したいと思います。

委員会席については、ただいま御着席のとおりにいたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、ただいま御着席のとおりと決しました。よろしくお願ひいたします。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願ひいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回臨時会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりです。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第1回臨時会へ提案させていただいております議案第3号につきまして説明をさせていただきますので、慎重な審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第3号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今臨時会に上程をいたしております補正予算案について説明をいたします。

補正予算書の7ページをお開きください。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、非課税世帯等への臨時給付に必要な経費を計上するものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,081万円を追加し、総額を148億1,278万円とするものでございます。

歳出の補正内容につきましては、補正予算書16ページ、それから追加資料として提出させていただいております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてという資料を併せて御覧いただければと思います。説明につきましては、追加資料に基づき説明をさせていただきます。

それでは、内容につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、非課税世帯等を支援するため臨時特別給付金を支給するものでございます。支給対象者は、基準日であります令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。給付額につきましては、1世帯当たり10万円でございます。なお、該当となる世帯は、住民税非課税世帯が3,861世帯、家計急変世帯が270世帯、合わせて4,131世帯を見込んでおります。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。併せまして、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものでございます。

なお、今後の予定といたしまして、住民税非課税世帯には2月中旬にお知らせと確認書を送付し、また市ホームページで制度内容を周知するとともに、対象者からの確認書の返送後、速やかに指定の口座へ振り込むことといたしております。家計急変世帯に対しましては、ホームページ、広報紙への記載と併せてまして社会福祉協議会等の相談窓口でのリーフレット配布などにより周知を努め、申請をいただいた後、速やかに支給することといたしております。申請期限につきましては、令和4年9月30日といたしております。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 支給対象者なのですけども、支給対象者のこれ、期間というのですかね、令和3年度1月以降からいつまで。対象者の。

委員長（今田佳男君） 対象月ではないですか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、対象者につきましては基準日がございまして、基準日が令和3年12月10日時点、こちらが基準日となりますので、この時点で先ほど説明した該当する方がいらっしゃれば、それが支給対象者ということになります。なお、家計急変者の概念といたしましては、これは令和3年1月以降の任意の1か月、この収入に12か月を乗じて得た額がいわゆる市町村民税の均等割が非課税となる数字に相当する額以下であれば、家計急変者として該当となるというような制度となっております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） プッシュ型は問題ないと思うのですけども、②のところですね、だから。家計が急変したという世帯に対して、期間的には令和4年9月30日ぐらいまでの期間ということになっていると思う。それはそれでよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 申請期間については、先ほど申しましたように令和4年9月30日までに申請をいただければということになります。ただ、基準となる収入の見込みについては先ほど申し上げましたように令和3年1月以降の任意の1か月ということなので、その中で御自分で判断されて少ない額を申告されれば、それに12か月を掛けるというような流れになろうかと思えます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 取り残されたらいけないと思うのですよね。プッシュ型の方は通知も送ってくると。それ以外の方の270世帯に対してということだと思いののですけども、広報の仕方もあると思います。その270という算出根拠をもう一度お伺いさせていただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 算出根拠につきましては、一応国の指針というものがございま

して、非課税世帯をまず分母といたしましてその7%をいわゆる家計急変として見込んでくださいというような国の指針に基づきまして270という数字を見込んでおります。これが確実に270世帯いるというわけではなくて、あくまでも見込みでございますので、ここは増減する可能性はあろうかというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これの合計が4,131世帯というのは多いものなのか少ないものなのか、1点。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） ちょっと過去の非課税世帯との比較というのを、申し訳ないです、してませんので、このコロナの関係でこういう非課税になった世帯が増えているか増えていないかというのは、申し訳ないのですが、今は現時点ではちょっと把握はいたしていないところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ごめんなさい。質問の仕方がまずかったです。コロナがというよりも、人口に対してこの世帯の見込みの4,000というのは多いものなのか少ないものなのか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 他市町との比較というのも正直いたしておりませんので、この世帯数が多いか少ないかというのは正直ちょっと考えてはいなかったのですが、基本的に竹原市のほうで大体世帯数が1万ちょっとということを考えれば、そんなに少ない世帯数ではないのかなというふうには考えております。すみません。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） すみません。一問一答なので申し訳ない。

その流れなのですが、給付が出るまでの流れとしては、給付金の台帳の作成をして、そこから振込のデータの出力をして振り込まれるという認識でよろしいでしょうか。それによると、2月上旬からスタートするというので、振り込まれるのは3月上旬ぐらいという認識でよろしいでしょうか。そうすると、やはり周知が、②のところですよ、家計が急変した世帯、なかなか情報が届かない世帯、そこをどうするかということがすごく大事になってくると思います。その点について。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今スケジュール的には先ほど道法委員さんおっしゃられましたように2月上旬から中旬にかけて台帳を整理して、確認をいただいた上、プッシュ型についてはもう速やかにということなので、2月下旬から3月上旬にかけては振込が完了するものと考えております。あとは、問題部分は先ほどおっしゃられているように家計急変世帯、こちらの周知というものが非常に重要になろうかと思っておりますので、ここは当然この実行段階においてある意味、先ほども広報とかホームページと申し上げましたが、いろんな機会を通じてそこは周知に努めなければいけないというふうに思っております。ちょっと最初の説明でも申し上げましたが、社会福祉協議会等というのもやはりそういった生活困窮に対する相談業務というのも行っていただいておりますので、そういった機会を通じてこういった周知というのは図っていくべき、図っていくものというふうに思っています、それ以外にもいろんな手法もあろうかと思っておりますので、可能な限り漏れがないような周知の仕方というのは今後努めてまいりたいというふうに思っています。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） こういった給付事業に関してなのですけども、課長ではなく部長とか副市長がおられるので御回答いただきたいなと思うんですけども、いわゆる被災者支援システムを使っていち早く給付しようというような動きが、一部被災者支援システムを使っているかどうかというのはそれぞれの自治体によって違うと思うんですけど、本市の場合はどういうふうになっているのでしょうか。被災者支援システムを活用してこういう給付金等を速やかに、迅速にという、そういったシステムってどうなのですか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 被災者の支援のことと今回の新型コロナもある意味災害ということでおっしゃっていると思うんですけど、現在のところ、このシステム云々というのはございません。ただ、今回のコロナの関係で主には、委員の御質問ございましたように家計の急変世帯の把握というのが一番の確かに肝だと思っておりますので、情報提供はもとよりでございますが、該当者の方にいち早くこの情報が伝わっていただいて、市役所のほうに御相談来られたときに速やかに伝わるようにということが、申請期限、確かに9月末でございますが、それよりいち早く伝わりまして、申請いただいて、その方の口座に振り込まれるように努めていかなければならないと思っておりますので、被災者支援システムとの連携というのは今後また研究というか、そういったことはしたいと思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。



委員（道法知江君） 阪神・淡路大震災のあと東日本があって、それで被災者支援システムを使ってということで給付金。全国の自治体では、この被災者支援システムを使って給付金などを迅速にしているところもある。これ、研究しますというのは、以前の質問でもさせていただいたのですが、今回総務省のほうから12月28日に地方公共団体に対して各都道府県の臨時給付金担当部長へということで、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金への被災者支援システムを活用して無償でこのシステムを提供しているということだったので、こういうことも含めた上で一つそういうのがあるのではないかとということと、あとマイナンバーカードですよね。やはりこういうことになって、以前からも言われてましたが、マイナンバーカードの普及というのをより進めていかないといけないのではないかなと思います。情報が届きにくい方にとってマイナンバーカードというか、そういうものが必要だということをもう少し周知なりしていただきたいなということを感じます。270世帯しっかり漏れがないように対応いただきたいと思いますので、その点について。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） いろいろお話しいただいた中でマイナンバーのこともありまして、普及率、現在本市では40%今超えておりますけど、主にはこの制度ができた趣旨はおっしゃるように情報連携というのがあって、口座のひもつき等いろんなメリットもあるよということと、今後健康保険証等、あるいは運転免許証等という構想もございますが、さりとてこういった有事の際に困った方にいち早く届けるというメリットというのが一番だと思っておりますので、システム改修という話になりますとどうしても特定の給付金のシステム改修というのが主になっておりましたが、おっしゃるように今後災害等もいつ何どき起きるか分かりませんし、こういった急変にいち早く対応できるようなシステムの在り方というのはこれからも研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

なしでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑はないということで次に行きます。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

議案第3号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第12号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の協議事項は全て終了いたしました。

その他、委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時59分 閉会